

官送達
28年5月18日受領

平成28年5月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年()第 号 内閣官房行政文書不開示処分取消請求控訴事件(原
審・東京地方裁判所平成25年()第 号)

口頭弁論終結日・平成28年3月7日

判 決

[Redacted]

[Redacted]

控 訴 人

[Redacted]

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人

国

同代表者法務大臣

岩 城 光 英

処 分 行 政 庁

内 閣 情 報 官

[Redacted]

同 指 定 代 理 人

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が、平成24年1月16日付けで控訴人に対してした原判決【別

紙1】文書目録第1記載の各行政文書の一部を不開示とする旨の決定（閣情第11号。ただし、平成26年5月26日付け閣情第392号行政文書変更開示等決定による変更後のもの。）のうち、氏名に関する不開示決定部分を除く部分を取り消す。

3 処分行政庁が、平成24年4月18日付けで控訴人に対してした原判決【別紙1】文書目録第2記載の各行政文書の一部を不開示とする旨の決定（閣情第189号。ただし、平成26年5月26日付け閣情第393号行政文書変更開示等決定による変更後のもの。）のうち、氏名に関する不開示決定部分を除く部分を取り消す。

4 処分行政庁は、控訴人に対し、前2項の取消請求に係る部分を開示する旨の決定をせよ。

第2 事案の概要（略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ。）

1 控訴人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、処分行政庁に対し、(1)平成23年12月15日、「情報保全の在り方に関する有識者会議、秘密保全法制の在り方に関する検討チームの配布資料、議事内容のわかるものであって、ホームページで公表されていないもの」に該当する行政文書の開示請求（本件開示請求1）を、(2)平成24年3月19日、「『秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ』の配布資料・議事内容のわかるもの」に該当する行政文書の開示請求（本件開示請求2）をそれぞれしたところ、処分行政庁から、本件開示請求1に対しては、同年1月16日付けで、原判決【別紙1】文書目録第1記載の各行政文書のうち、その一部を不開示とする旨の決定（閣情第11号）を、本件開示請求2に対しては、同年4月18日付けで、同目録第2記載の各行政文書のうち、その一部を不開示とする旨の決定（閣情第189号）を受けた。なお、処分行政庁は、その後、控訴人に対し、本件開示請求1に係る一部不開示決定については平成26年5月26日付け閣情第392号行政文書変更開示等決定により、本件開示請求2に係る一部不開示決定については同日付け閣情第3

93号行政文書変更開示等決定により、それぞれ開示部分を追加した。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、上記各行政文書変更開示等決定により変更された後の本件開示請求1及び2に係る一部不開示決定（本件各一部不開示決定。ただし、氏名に関する不開示決定部分を除く。）の各取消しを求める（本件取消しの訴え）とともに、上記各取消請求に係る不開示部分を開示する旨の決定の義務付けを求めた（本件義務付けの訴え）事案である。

2 原審は、本件取消しの訴えについては、控訴人の請求を棄却するとともに、本件義務付けの訴え（申請型の義務付けの訴え）については、本件各一部不開示決定が取り消されるべきものでない以上、不適法である（行政事件訴訟法37条の3第1項2号）として、これを却下した。

これに対し、控訴人が原判決を不服として、本件控訴の提起をした。

3 法令の定め、前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1ないし4（原判決3頁15行目から22頁2行目まで。別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁6行目の「12条以下の」を「12条以下に」と改める。

(2) 原判決7頁末行及び8頁14行目の各「顕著な事実」をいずれも「記録上明らかな事実」と改める。

(3) 原判決8頁11行目の「口頭弁論期日」を「原審口頭弁論期日」と改める。

(4) 原判決9頁17行目の「認める」を「認めること」と改める。

(5) 原判決11頁4行目の「不開示情報性」を「不開示情報該当性」と改める。

(6) 原判決11頁末行の次に改行の上、次のとおり加える。

「そして、何人にも開示請求権を保障し、情報公開法5条各号に該当する場合を除き、行政機関の長に情報を開示する義務を負わせた情報公開法の基本的枠組みとその趣旨に照らせば、情報公開法5条3号の規定は、行政機関の長の第一次的判断を尊重することを趣旨として立案されているものではあるが、「国の安全が害さ

れるおそれ（中略）があると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」に該当することについて、その立証責任を実施機関から控訴人に転換することを許容しているものではなく、行政機関の長による第一次的判断の合理性、妥当性の第一義的な立証責任は、同条各号の他の不開示事由と同様、被控訴人において負担するものというべきである。」

(7) 原判決14頁1行目末尾の次に「また、被控訴人が、秘密取扱者適格性確認制度という事務のために、センシティブ情報とも解される個人情報の保有を行っていることは明らかであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）に照らせば、秘密取扱者適格性確認制度の事務には、何らかの明確な法令上の根拠があるというべきである。」を加える。

(8) 原判決14頁18行目の「適正」を「適性」と改める。

(9) 原判決17頁末行の「情報公開法」の次に「5条」を加える。

(10) 原判決18頁7, 8行目の「損なう」を「損なわれる」と改める。

(11) 原判決21頁6行目の「考慮すれば、」の次に「その後、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」により取りまとめられ、本件報告書と多くの部分で共通している本件報告書が公開されたとしても、」を加える。

(12) 原判決50頁（別紙2）16行目の「書面」の次及び51頁（別紙2）19行目の「行政不服審査法」の次にいずれも「（〔括弧内略〕）」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同じく、本件訴えのうち、処分行政庁に対し、本件各不開示部分の開示決定の義務付けを求める部分（本件義務付けの訴え）はいずれも不適法なものとして却下すべきであり、控訴人のその余の請求（本件取消しの訴えに係る請求）はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断した。その理由は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1ないし3（原判決22頁4行目から46頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決22頁12行目の「あり方」を「在り方」と改める。

(2) 原判決24頁1行目の「特別管理秘密を秘密の取り扱う」を「特別管理秘密を取り扱う」と改める。

(3) 原判決24頁6行目の「規定」を「規程」と改める。

(4) 原判決27頁4行目の「調査対象者」を「評価対象者」と改める。

(5) 原判決28頁7行目の「理由のある」を「理由がある」と改める。

(6) 原判決28頁末行の次に改行の上、次のとおり加える。

「この点、控訴人は、情報公開法5条3号の規定が行政機関の長の第一次的判断を尊重することを趣旨として立案されたものであるとしつつ、同号所定の「国の安全が害されるおそれ（中略）があると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」に該当することについて、行政機関の長による第一次的判断の合理性、妥当性の立証責任は、第一義的には被控訴人において負担すべきものであるなどと主張するが、上記に説示したところに照らし、採用することができない。」

(7) 原判決31頁18行目の「前記(2)(ウ)a」を「前記(2)イ(ウ)a」と、同19行目の「前記(2)(ウ)c」を「前記(2)イ(ウ)c」とそれぞれ改める。

(8) 原判決32頁22行目末尾の次に「なお、控訴人は、行政機関個人情報保護法に照らせば、秘密取扱者適格性確認制度の事務には何らかの明確な法令上の根拠があると解さなければならないなどとも主張するが、控訴人が指摘する行政機関個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律であり（同法1条）、同法が秘密取扱者適格性確認制度に関する法令上の根拠となるものではなく、その他、同制度について法令上の根拠となるべき規定があるとは認められないから、控訴人の上記主張は採用することができない。」を加える。

(9) 原判決36頁5, 6行目の「秘密保全の関する」を「秘密保全に関する」と改める。

(10) 原判決42頁2, 3行目の「いえることからすると,」の次に「控訴人の主張するとおり, 本件不開示部分②について, 本件報告書の結論に至る検討過程が記載されていることを考慮しても,」を加える。

2 その他, 控訴人は, 当審において種々主張するが, 上記1において改めた上引用した原判決の認定, 判断を左右するものはない。

第4 結論

よって, 原判決は相当であり, 本件控訴は理由がないから, これを棄却することとし, 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判官 鈴木 和 典

裁判長裁判官石井忠雄及び裁判官石橋俊一は, 差し支えのため, 署名押印することができない。

裁判官 鈴木 和 典

これは正本である。

平成28年5月18日

東京高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 小林久美子